

# 住民基本台帳法の改正を求める意見書

情報処理技術の発展にともなう個人情報の活用は、住民福祉の向上に大きく寄与しております。また、民間の事業者にあっても顧客情報の管理に有効な役割を果たすなど、多くの個人情報が使われております。

しかし、個人情報が流出し、悪用された場合には大きな問題となります。このため、本年4月に「個人情報の保護に関する法律」などの5つの法律が完全施行され、個人情報の取り扱いに関する基本的なルールが定められました。

千代田区においては、平成10年に千代田区個人情報保護条例を制定し、個人情報を保護する体制が確立されております。

ところが、住民基本台帳法においては、氏名、生年月日、性別、住所の4情報は、「何人でも閲覧請求することができる」とされており、ダイレクトメールなどの商業目的であっても容易に閲覧できる状態が続いております。このため、閲覧情報が犯罪に使われたと思われる事例も発生しております。

本年4月、国において「住民基本台帳の閲覧制度の見直しに関する検討会」が設置されました。しかし、検討結果がまとまって、新しい制度となるまで相当の期間を要することが想定できます。

そこで、千代田区は、新しい閲覧制度が施行されるまでの間の緊急的な対応として、公共団体等が行う公益目的の閲覧以外の請求には、閲覧を見合わせ、区民の個人情報を守ることにしております。しかし、このような対応策は、あくまでも緊急避難的なものであって、法律との整合性の課題が残るとともに、閲覧請求者との対応にあたりましても困難が予想されます。

よって、千代田区議会は、国に対し、全国統一的な取り扱いとなるように住民基本台帳法の第11条を改正し、住民基本台帳の閲覧については、公用及び公益目的以外での請求は認めないようにすることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成17年6月14日

千代田区議会議長

内閣総理大臣  
総務大臣 宛  
法務大臣